

令和7年第4回見附市教育委員会定例会 議事録

○招集日時 令和7年8月26日（火）14時00分

○招集場所 見附市役所 4階大会議室

○会議に付した議件

議第36号 専決処分について（見附市学校給食運営委員会委員の委嘱について）

議第37号 見附市保育料規則の一部を改正する規則の制定について

議第38号 見附市第3子以降1・2歳児認可外保育施設保育料無償化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第39号 見附市保育対策総合支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第40号 見附市一時保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第41号 見附市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第42号 見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第43号 見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について

議第44号 令和7年度見附市一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について

○出席者（5名）

教 育 長 渡 邊 茂 夫

委	員	小 林 弘 武
委	員	小 倉 美 砂 子
委	員	齋 木 可 奈 子
委	員	武 田 信 一

○事務局出席者（8名）

教育部長兼教育総務課長	近 藤 芳 生
学 校 教 育 課 長	遠 藤 哲 也
こ ど も 課 長	早 川 雅 美
主幹兼こども課長補佐	橘 和 紀
教育総務課長補佐	武 石 明 彦
学校教育課長補佐	宮 田 雅 仁
こども課長補佐	矢 澤 明 美
副主幹兼総務管理係長	山 谷 一 憲

14時00分 開会

教 育 長

これより、令和7年第4回見附市教育委員会定例会を開きます。

現在の出席者5人全員であります。

教 育 長

日程第1、議事録署名委員の指名をおこないます。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により小林委員を指名します。

教 育 長

日程第2、報告1「6月市議会定例会一般質問について」を教育部長より報告願います。

教育部長

報告事項1「6月市議会定例会一般質問について」ご報告いたします。

今回の一般質問の通告で教育委員会関連のものとしましては、大坪議員、信賀議員、五十嵐議員、重信議員、加藤議員、樺沢議員の6名から質問がありました。その概要について報告いたします。

まず、大坪議員から「未来の都市経営のための公共施設のあり方について」質問がありました。

名木野小学校長寿命化工事におけるアスベスト対策工事の周知について、保護者に対して周知は行ったものの議会に対しては説明していなかったこととアスベスト対策工事と学校統廃合の話は別であると答弁しました。

次に、信賀議員から「不登校の児童生徒、およびフルースクールへの支援について」質問がありました。

不登校の児童生徒数については、増加傾向にあり、見附市教育支援センター「すこやかルーム」や訪問教育支援教室、ふるさと教育支援センターなど子どもの状態に応

じた様々な場を用意し、支援していること、フリースクール利用に関する支援については、フリースクール以外にも子どもが自分の進路を自ら考え社会的に自立することを目指せるよう多様な環境を用意していることから、現段階においては考えていないことを答弁いたしました。

次に、五十嵐議員から「教育による地方創生の可能性について」質問がありました。

教育を軸に据えるまちづくりについて、見附市で子育てしたくなる教育を実現するために、様々な子育て支援策に取り組むとともに共創郷育の理念に基づく教育を推進してきたが、より一層充実させていくことが大切であること、学びの場の選択肢については、多様性に対応するニーズについて検討していくこと、学校の適正配置については、教育の質の向上が実現できるよう、地域とともにある学校づくりを目指して市内横断的に取り組む体制を整えていると答弁いたしました。

次に、重信議員から「子育て支援について」質問がありました。

産前産後ケアについては、子育てに悩みを抱えるお母さんの集まる機会がコロナ禍以降少なくなっているが、集団で集まり相談できる機会を提供するとともに個別アプローチやLINE等の情報発信に力を入れていること。5歳児検診の必要性については、市では5歳に限らず早期に発達課題のある子どもを発見し支援につなげることに力を入れていること。こども課と健康福祉課の連携については、福祉サービスの利用がない子どもの支援は主にこども課、福祉サービスの利用がある場合は主に健康福祉課が関わるが多いが、どちらの課に相談があったとしても必要な支援を行うことができる場所に適切につなげることが重要であると考えていると答弁しました。

次に、加藤議員から「見附市における学校の安全対策と環境整備について」質問がありました。

学校等の安全対策については、熱中症対策ガイドラインを策定し事故防止に努めており、給食の異物混入に対しては異物混入防止の研修を行うとともに対応マニュアル

を整備していること。特別支援学校のクールダウン部屋の整備については、名木野小学校の長寿命化工事で設置した教室棟を、工事終了後に特別支援学校で使用することで教室不足を解消する予定であること。また、今町地区からのカーブミラー設置要望については、各担当分野職員で構成する交通課題プロジェクトで検討をおこなっていると答弁しました。

最後に、樺澤議員から「時代変化する課題解決について」質問がありました。

学校プールの授業における民間プールの活用については、現在のところ考えていないが、仮に施設の老朽化等で使えないときは、方法の一つとして総合的に検討していきたいと答弁しました。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

小林委員

樺澤議員の「民間プールの活用について」の質問に対しては、今のところ考えていないという答弁ですが、報道では今年の見附市は2校でプール授業をおこなわない、ということ聞いたのですが、プールが使えない学校があったのでしょうか。

教育部長

まず、見附中学校においてプール脇の崖で土砂崩れが発生し、今後土砂崩れが拡大する恐れがあったことから、早期に判断し、今年はプール授業をおこなわないこととしました。

このほか、老朽化のため自校プールが使えない学校として、名木野小学校が市民プールを利用、見附第二小学校が上北谷小学校のプールを利用してプール授業をおこなっていました。

教 育 長

他にご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終了します。

次に、報告 2 「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」を教育部長より報告願います。

教育部長

報告事項 2 「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」ご報告いたします。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検と評価を行い、報告書を作成しましたので、報告いたします。

法第 26 条第 2 項では、点検及び評価を行うにあたって、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るとされていることから、8 月 8 日（金）に教育行政評価委員会を開催し、意見を聴取しております。

別冊の「教育委員会の点検及び評価」について説明いたします。

「見附市教育大綱概要図」をご覧ください。

基本理念であります、「ふるさと見附を愛する子どもたちの育成を目指します」「世に役立つことを喜びとする子どもの育成を目指します」の実現に向けて 4 つの基本施策のもとに推進する 9 つの主要施策と、31 の主要事業に分類され、各種具体事業が実施されています。

「評価一覧」をご覧ください。

主要施策のもとに推進する主要事業の中から、当該年度に実施した具体事業を点検評価の対象としています。評価を行った主要事業が網掛けの箇所です。その右側には

評価シートの番号と評価結果を記載してあります。

シートNo. 1から9の評価シートをご覧ください。

個々の内容についての説明は省略させていただきますが、施策・事業の目的や目標、執行の状況及び成果、今後の方針等について、そして一番最後の欄には教育行政評価委員からの意見を掲載しています。

今年度の評価対象9項目のうち評価Aが1項目、評価Bが8項目でした。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問ございませんか。

小倉委員

毎年、評価委員の皆様には、細かいところまで見ていただき、評価いただいております。特に重点的な事業は、ピックアップしてよく見ていただいていると思いますが、評価をお願いする時点において、評価項目に「前はB評価だったが、今回はA評価です」など『前回比』があると、前はどこが悪かったのか、今回はここを改善したなどが分かりやすくなるのではと思います。

教育部長

評価の際に前回比の表示はしていません。数年に1回、全事業を網羅する形で評価を行っていますが、次回2巡目の評価の時には、前回比を表示して対比できるようにしたいと思います。

教 育 長

他にご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終了します。

次に、報告3「見附市立小中学校の適正規模等に関する市民アンケート調査（速報）について」を教育部長より報告願います。

教育部長

報告事項3「見附市立小中学校の適正規模等に関する市民アンケート調査（速報）について」ご報告いたします。

見附市の目指すべき教育環境を実現するための「見附市立学校適正配置計画」策定にあたり、市立学校配置等検討委員会からの答申の内容をお知らせするとともに、市立学校の適正規模や小規模校の特色ある取組について市民の皆様の考えをお聞きする市民アンケートを6月に実施し、集計がまとまりましたので結果についてお知らせいたします。

アンケートは、令和7年6月2日から6月23日まで実施し、有効回答件数は1,222件でした。アンケート結果については別紙のとおりですが、学校の統廃合に「肯定的な割合は66.8%」、「否定的な割合は15.5%」、「どちらでもないの割合は17.7%」でした。

今後はアンケート結果について分析を行うとともに、自由記述意見を参考にして調査結果をまとめる予定としています。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問ございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教 育 長

無いようですので、質疑を終了します。

次に、報告4「令和7年度全国学力・学習状況調査の結果（速報値）について」を学校教育課長より報告願います。

学校教育課長

今年度の「全国学力・学習状況調査結果（速報値）について」ご報告いたします。

今年度の見附市の結果につきましては、小学校では国語と理科で新潟県平均、全国平均ともに上回りました。算数は新潟県平均を上回りましたが、全国平均を下回りました。中学校でも国語と理科が新潟県平均、全国平均ともに上回りました。数学は新潟県平均を上回ったものの、小学校同様全国平均を下回りました。

算数・数学について小学校、中学校ともに算数の具体的な数の計算やデータの活用といった知識・技能の正答率が高いのですが、算数や数学の思考、判断、表現力の育成に課題が見られます。また、国語や理科においても、知識・技能の観点で、大きな成果を上げているところです。

各校で昨年度までの結果を分析するとともに、テーマを設定しながら授業改善の取組に努めてきた成果が表れたと言えます。引き続き、各校が自校の課題に正対した、具体的な授業改善を全校体制で推進していけるように働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問ございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教 育 長

無いようですので、質疑を終了します。

次に、報告5「わくわく体験塾について」を学校教育課長より報告願います。

学校教育課長

「わくわく体験塾について」ご報告します。

平成17年度から実施し、学校・行政だけでなく、市内で活動している市民団体・

個人・企業も講座の開設と運営に参加していただき今年で20回目となりました。

今年度は、総講座数は162講座（前年度比－16講座）、参加者数は1,897人（前年度比－52人）でした。

内容としては、目かくしをして歩くなど、ハンディキャップ（障がい）を体験したり、伝統文化を学びながら楽しく「べと人形」作りを行ったりするなど、昨年度に引き続き、「みつけ」Jobチャレ教育」のひとつとして位置付けながら、子どもたちにわくわく・ドキドキする体験活動を数多く提供することができました。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問ございませんか。

齋木委員

わくわく体験塾は、送迎を含めて保護者の協力が必要だと思いますが、学童クラブを利用している子どもたちは参加できるのでしょうか。

学校教育課長

保護者から学童クラブに、「明日は学童クラブを利用しません」などの連絡を入れていただければ、わくわく体験塾に参加することはできます。事業の実施には事前に予約を入れていただく必要があるため、ご家庭で調整して参加いただいております。

齋木委員

学童クラブから参加している事例はありますか。

こども課長

学童クラブで送迎しているところもありますし、学校会場で実施している事業には参加するなど、場所によっては参加している事例はあります。

小倉委員

どんな内容を実施するかにもよりますが、例えば、「民間の方に講座を提供してい

ただき、子どもたちにはこんな成果がありました」など、事業の成果はその現場にいれば分かりますが、指導者の皆さんに子どもたちから手紙を書くなどの取組あると良いと思います。

子どもたちには、与えるだけでなく、与えられたものに対して感謝の気持ちを伝えるということがとても大事だと思っていますが、そのような取組はあるのでしょうか。

学校教育課長

現在、各家庭から参加してもらっている形になっていますので、学校教育課を通して指導していることはありませんが、大変参考になるご意見ですので、そのようなことができる子どもたちを育てていきたいと思っています。子ども本人というよりも、事業を開催する際の呼びかけとして、手紙とはいかなくても、最後にあいさつや指導者へお礼を伝えるなど、そのようなことができる子どもたちを育てていきたいと考えています。

教 育 長

他にご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終了します。

次に、報告6「みつけこどもビジネスアイデアコンテストについて」を学校教育課長より報告願います。

学校教育課長

報告6「みつけこどもビジネスアイデアコンテストについて」ご報告します。

今年度のテーマは「見附市が新潟県の『どまんなか』ということをアピールしよう」です。

昨年度に引き続き、今年度も新潟大学経済科学部准教授の伊藤龍史様からご指導い

ただき、思考ツール「エクスカーション」を活用してアイデアを考えます。「エクスカーション」とは企業でも取り入れられている、アイデアを新しい切り口から生み出す思考ツールです。また、昨年度伊藤龍史様より、「誰かの困ったを解決する視点を入れると、さらによいアイデアになる」とご指導いただき、今年度は「市長の困り感」というテーマで募集しているところです。

小学校低学年、中学年、高学年、中高校生の4つの部門にそれぞれ市長賞や教育長賞、商工会長、優秀賞を設けて審査し、11月16日（日）の「見附子育て教育の日」に表彰する予定です。

「みつけこどもビジネスアイデアコンテスト」を通して、ふるさと見附についてより深く考え、ふるさと見附を愛する子どもを育むとともに、チャレンジ精神や豊かな創造性、課題発見・解決力などの起業家精神や起業家的資質・能力を養います。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問ございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教 育 長

無いようですので、以上で報告事項を終了します。

教 育 長

それでは、日程第3、議件に移ります。

審議に入ります。

議第36号「専決処分について（見附市学校給食運営委員会委員の委嘱について）」を議題とします。

教育部長に説明を求めます。

教育部長

議第36号「専決処分について」説明いたします。

専決第13号「見附市学校給食運営委員会委員の委嘱について」令和7年6月1日付けで専決処分いたしましたので承認をお願いするものでございます。

学校役員の交代がありましたので、新たに学校給食運営委員会委員として委嘱するものです。任期については、前任者の残任期間である令和8年4月30日までとするものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

教 育 長

次に、議第37号「見附市保育料規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第37号「見附市保育料規則の一部を改正する規則の制定について」説明いたします。

規則改正の理由であります。2点ございます。まず1点目、これまで見附市では多子世帯支援の一環として、扶養親族のうち16歳未満の子が2人以上いる家庭は、子どもの人数から1を引いた数×19,800円を所得割額から引いた額で保育料の算定を行ってきました。しかし、算出の仕組みがわかりにくいこと、自治体システム標準化の影響により19,800円控除の仕組みを継続していくことが難しいため、この19,800円を控除していた保育料基準額表を見直すことといたしました。

19,800円控除をなくすことによる影響を避けるために、基準額表の設定を19,800円分スライドして設定します。これにより、16歳未満扶養親族2人の場合は、保育料は変わりませんし、基準額表自体の設定を引き下げたため、第1子は多くの方の保育料が下がることとなります。

2点目、第2子1、2歳児の保育料を半額とするものです。現行制度は国の制度にない、「在園児内の第2子」を半額としておりますが、高校3年生相当の18歳までの子を世帯内の子として算定するものです。

条文についてですが、別表「保育料基準額表」を改め、以下、所要の改正を行うものです。

なお、附則において、令和7年9月1日から施行し、経過措置といたしまして、所得割の額が改正前と同一もしくは下回り、かつ保育料が改正前を上回る場合は、令和8年8月分までの保育料に限り、従前の保育料とするものといたします。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第38号「見附市第3子以降1・2歳児認可外保育施設保育料無償化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第38号「見附市第3子以降1・2歳児認可外保育施設保育料無償化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明させていただきます。

規則改正の理由であります。先ほどの見附市保育料規則の一部を改正する規則で説明いたしました、第2子1・2歳児の保育料を半額とする説明をさせていただきましたが、施設が保育料を決定する認可外保育施設の対象者については、支払った保育料の半額相当分を補助金として交付するため、見附市保育料規則の一部を改正する規則と内容は同一であります。所要の改正を行うものです。

内容といたしましては、「見附市第3子以降1・2歳児認可外保育施設保育料無償化事業補助金交付要綱」を第2子への保育料半額相当分の補助金交付の規定について盛り込んだ「見附市第2子以降1・2歳児認可外保育施設保育料無償化事業補助金交付要綱」として改正するものであり、以下所要の改正を行うものです。

附則におきまして、この要領は、令和7年9月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第39号「見附市保育対策総合支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第39号「見附市保育対策総合支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明いたします。

最初に一部改正の理由でございますが、国の「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」をもとに、交付する補助金であり、「見附市保育対策総合支援事業補助金交付要綱」を制定したものでしたが、補助率に一部誤りがあったため、一部改正をするものです。

条文について説明します。

第4条中「補助基準額」を「補助金の額」に改め、「定めるものの範囲」を「定めるもの」に改め、「控除した金額と比較して少ないほうの額」を「控除した金額と補助基準額を比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額」に改め、別表2熱中症対策事

業の項中「3分の2」を「10分の10」に改めます。

附則において、この要綱は、公布の日から施行し、改正後の要綱の規定は令和6年4月1日から適用するものであります。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第40号、「見附市一時保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第40号「見附市一時保育事業補助金要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明します。

一部改正の理由ですが、要綱中、第3条「補助対象事業」となる一時預かり事業について規定する国の通知が、令和6年3月31日限りで廃止され、新たに通知が発出されたため、改正を行うものです。

附則において、この要綱は、公布の日から施行し、改正後の要綱の規定は令和6年4月1日から適用するものであります。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第41号「見附市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第41号「見附市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明します。

子育て世帯訪問支援事業とは、訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の自宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

一部改正の理由ですが、利用者負担を軽減し、経済的な困難を抱える家庭においても事業利用により、虐待のリスク等の高まりを未然に防ぐことをねらいとして一部を改正するものでございます。

概要について説明します。

新たに加える条項のずれの改正および、第6条として「利用回数等」を新たに加え、第4条第3項第2号中「児童福祉法」及び「児童福祉法施行令」の表記を改め第4条を第5条とし、第4条として「事業内容」を加え、別表第9条関係（費用の負担）を改め、別記様式1号及び6号を改めるものでございます。

附則において、この要綱は、令和7年9月1日から施行するものであります。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問はございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第42号「見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第42号「見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明します。

一部改正の理由ですが、新潟県の「ひとり親家庭等医療費助成事業実施要領」の一部改正に伴い、本要綱の改正が必要となりました。

改正の中身ですが、別表を改め、入院時生活療養費標準負担額の助成額を改めるものです。

附則において、この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要綱の規定は、令和7年4月1日から適用するものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第43号「見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第43号「見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について」説明します。

この要領は議第42号で説明いたしました、「見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要綱」の施行に関し必要な事項を定めたものでございます。

見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要綱の改正に伴い、別記第6号様式の4の改正を行うものです。

附則において、この要綱要領は、公布の日から施行し、改正後の要領の規定は令和7年4月1日から適用するものとし、この要領の施行の際、現にある施行前の別記第6号様式の4については、当分の間、これを使用することができるものといたします。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第44号「令和7年度見附市一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について」を議題とします。

こども課長、教育部長の順に説明を求めます。

こども課長

議第44号「令和7年度見附市一般会計補正予算（見積書）」のうち、こども課関係について説明します。

3款民生費2項1目、児童福祉総務費424万円の増額は、今年度創設された新潟県放課後児童クラブ等支援交付金を活用し、放課後児童クラブ利用料負担の軽減を行うものであります。対象は放課後児童クラブの利用者530人です。補正理由といたしましては、県の交付金の詳細が当初予算計上時期までに示されなかったことによるものです。なお、財源はすべて、県からの「新潟県放課後児童クラブ等支援交付金」で賄われるものです。

次に、3款民生費2項2目、児童措置費154万円の増額は、わかば保育園の調理室のエアコンが故障したため、早急な取り換え修繕が必要となったため、補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

教育部長

次に、教育総務課分について説明します。

10款教育費2項1目、小学校施設管理費4万4千円の増額についてですが、

令和7年6月19日に、小学校の校外活動で三条市のグリーンスポーツセンターに行った際、子どもたちを降ろした後にバスの方向転換をしているときに、道路わきのデリネーターポールに接触し破損しました。

この復旧のための賠償費として4万4千円を補正予算に計上するものです。なお、バスの修繕費約17万円とあわせて21万3千円が保険金として全国市有物件災害共済会から補填されます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

以上で、本日提出された議題の審議は、全て終了しました。

これにて、令和7年第4回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

14時45分 閉会

以上、会議の概要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び議事録署名委員ここに署名する。

教 育 長

渡邊 茂夫

議事録署名委員

川、林 弘武

